

議案第 14 号

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47  
年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月26日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀井利克

理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとする。これが、この議案  
を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀南部環境衛生組合職員の分限に関する条例

第1条中「及び第28条第3項」を「並びに第28条第3項及び第4項」に、「職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果」を「職員の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の例外その他分限」に改める。

第6条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条を第7条とする。

第3条の見出し中「、休職」を「、休職等」に改め、同条第1項中「又は」を「、」に改め、「休職する場合」の次に「又は第4条第1号イの規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同条第2項中「降任、若しくは免職又は休職」を「降任、免職、休職又は降給」に改め、同条を第6条とする。

第2条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

（降格の事由）

第4条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。  
この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

（1）次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 職員の法第23条の2第1項の人事評価の結果が最下位の段階として管理者が定める段階である場合（次条において「人事評価が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

（2）職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第5条 任命権者は、職員の人事評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の管理者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号級を同一の職務の級の下位の号級に変更することをいう。以下同じ。）とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。